

令和2年度「工業用水道事業におけるPPP／PFI促進事業」
企画競争募集要領

令和2年6月9日
経済産業省経済産業政策局
地域経済産業グループ
地域産業基盤整備課

経済産業省では、令和2年度「工業用水道事業におけるPPP／PFI促進事業」において、当該促進事業を実施する委託先（民間事業者）及び委託先からの調査の受入れを希望する協力先（工業用水道事業者等（地方公共団体））の両者を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的

高度経済成長期に布設された工業用水道施設の老朽化が進み、その更新需要が増している一方で、工業用水道事業は、近年、水利利用の合理化の進展等により給水量が漸減し、厳しい経営状況にあります。

こうした課題への対応策の一つとして、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく、公共施設等運営事業（コンセッション方式）等のPPP／PFIの活用が期待されているところです。

本事業は、手引書改定等を実施し、その結果を資料等にまとめるなど、導入を促進する事業を行うことにより、工業用水道分野におけるコンセッション方式を工業用水道事業者等が自ら導入可能とする環境を整備することを目的とします。

2. 募集対象及び実施内容

(1) 「工業用水道事業におけるPPP／PFI促進事業」を実施する委託先

ア. 対象者

民間事業者

イ. 実施内容

i) 工業用水道事業におけるPFI導入の手引き等改定案の作成

経済産業省が提示する「工業用水道事業におけるPFI導入の手引書」、「工業用水道事業費補助金交付要綱」等の関係規程類について改定案を作成していただきます。手引書（案）の改定内容は、内閣府や他省庁発行のガイドライン等に則すこと及び全国の工業用水道事業者等が導入検討時に必要とする情報を取り入れることとします。

手引書(案)等改定に必要と考えられる事項の情報を得るため、以下の ii) 及び iii) を提案の上、実施することも可能とします。

「工業用水道事業費補助金交付要綱」等の改定案は、補助金交付要件として PPP/PFI 事業検討を求める場合や、PPP/PFI 事業への補助メニューの設定を行う場合に、当該補助事業の目的を逸脱しないこととし、申請者及び経済産業省で協議を行い作成することとします。また、必要に応じ、工業用水道事業法、同施行令及び同施行規則に関して、コンセッション事業を実施するにあたり見直しが必要と考えられる事項を提示していただきます。

ii) 協力先における課題等の整理

工業用水道分野でコンセッション方式導入が有効と考えられる複数の工業用水道事業者等を、協力先として提案していただきます。提案した協力先からデータ等の提供を受け、それぞれの事業の特徴や課題等を具体的に分析し、整理及び取りまとめを行っていただきます。

提案した協力先の事業を対象に、以下の a) 若しくは b) 又は両方について導入検討の内容を提案していただきます。

a) デューデリジエンス

b) 実施方針策定検討(アドバイザー業務)

提案内容について、2. (2)における募集結果等を踏まえ、手引き等改定案の作成に必要と考えられる情報の有無、協力先におけるコンセッション方式導入の実現可能性等を考慮して、経済産業省と協議の上、決定します。

なお、提案内容は b)、a) の順番に採択を行います。

iii) 協力先毎の実施内容

ii) による課題等の整理を踏まえ、それぞれの協力先について、以下に掲げる a) 若しくは b) 又は両方を実施していただきます。その際には、協力先と連絡調整しながら実施することとします。

a) デューデリジエンス

デューデリジエンスに必要と考えられる事項を提案(※1)し、検討を行っていただきます。

※1 提案事項例

- ・ 民間事業者がコンセッション方式での工業用水道事業に運営権者として参入することを検討する際に必要と考えられる事項(※2)の整理
- ・ 事項の整理を踏まえた、協力先毎の分析及び検討

- ・分析及び検討結果を踏まえた、各種リスクの整理及び最適な官民連携方法の提案、マーケットサウンディング(金融機関を含む)

※2 必要事項例

<資産デューデリジェンス>

- ・固定資産台帳の整備状況等(計上単位、償却方法、償却年数等)の確認
- ・固定資産取得関連資料の整理
- ・固定資産台帳と固定資産取得関連資料の突合、現物確認、現物確認結果の反映
- ・運営権設定対象資産リストの作成、売却予定物品リストの作成
- ・施設関連情報の収集・整理、維持更新の履歴確認、将来の改築や維持更新費用の推計、施設情報の作成

<財務デューデリジェンス>

- ・地方公営企業会計財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)による事業運営分析
- ・運営権対価の策定
- ・キャッシュフローモデルの分析
- ・将来の財政見通しの検討
- ・VFMの算定

<法務デューデリジェンス>

- ・国や他の自治体等との契約・協定等の一覧表作成による確認・整理
- ・受水企業との契約に関すること(供給規程等)の確認・整理
- ・運営権者への引継に必要となる契約・協定の整理、変更必要条項の特定・整理
- ・過去に発生した訴訟や協定等の内容・結果の確認・整理
- ・運営権設定の範囲外の施設等に係る外部委託等の契約内容の整理とコンセッション方式実施への影響

<その他必要なデューデリジェンス>

- ・工業用水道事業者等における事業創設の背景等の整理
- ・国庫補助、水利権、雑用水との関係の整理
- ・事業環境(地方公共団体による政策・計画、将来にわたる経営環境等)の整理
- ・将来給水量の見通し
- ・運営権設定時のSPCへの人員派遣等の可能性の有無
- ・コンセッション方式での事業発注手続に係る適切なスケジュールと体制検討

b) 実施方針策定検討(アドバイザー業務)

実施方針に関する条例の制定や実施方針策定に必要と考えられる事項を提案(※3)し、整理及び検討をしていただきます。

※3 提案事項例

- ・ 特定事業の選定に関する事項
- ・ 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- ・ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- ・ 工業用水道の立地並びに規模及び配置に関する事項
- ・ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- ・ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- ・ 選定事業者が工業用水道運営権を設定する旨に関する事項
- ・ 工業用水道運営権に係る工業用水道の運営等の内容に関する事項
- ・ 工業用水道運営権の存続期間に関する事項
- ・ 管理者等が運営権者から費用を徴収することに関する事項
- ・ 工業用水道運営権実施契約に定める事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- ・ 利用料金に関する事項

iv) コンセッション方式導入ポテンシャル調査

国内の工業用水道事業において包括委託、指定管理者制度等を導入している事業者と協力し、当該事業へのコンセッション方式を導入するために必要と考えられる項目等の整理を行っていただきます。情報の収集、整理及び取りまとめの方法は、提案を踏まえ、経済産業省と協議の上、決定します。また、必要に応じて公表資料(一般社団法人日本工業用水協会、工業用水道事業者、受水企業等のHP掲載情報、産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会資料、地方公営企業年鑑等)も活用してください。

v) 協力先への報告及び提案

iii) 協力先毎の実施内容による結果を基に、以下の内容を取りまとめ、協力先に報告を行います。

- ① 当該年度の実施内容
- ② 協力先が自らコンセッション方式導入を行う際に必要な事項

vi) 本委託事業に係る報告会の開催

本委託事業に係る報告会を年に2回程度(中間報告、最終報告)開催していただきます。報告会は、経済産業省が指名する有識者(4名程度)が同席し非公開で行うこととします。場所、時期、出席者等の詳細については、経済産業省と協議の上、決定します。報告会に係る旅費、謝金、資料の印刷費、会場費等は事務費に含めます。

vii) 本委託事業に係る進捗管理

本委託事業の実施に際しては、

- ① 事業開始前に、事業進捗管理表を作成
- ② 事業の進捗状況について、経済産業省に毎月報告
- ③ 週間事業管理表(計画・実績)により進捗状況を報告

をしていただきます。進捗管理の詳細については、提案を踏まえ、経済産業省と協議の上、決定します。

viii) 事業報告書の作成

以下に掲げるものを事業報告書としてまとめ、提出していただきます。また、事業報告書の提出については、5.(4)成果物の納入によるものとします。

- ① i)の関係規程類改定案
- ② ii)、iii)、v)の検討を踏まえた報告書
- ③ iv)の調査資料等
- ④ vi)の報告会に用いた資料及び会議報告書等
- ⑤ vii)の進捗管理に用いた事業進捗管理表

ウ. 留意事項

工業用水道事業におけるPFI導入の手引書案は、メールにて送付しますので、10. に対し連絡先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を登録してください。

協力先における公表の取扱いについては、経済産業省と協議の上で決定します。公表により協力先の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等は、非公表とします。実施内容についても同様とします。

(2) 委託先からの調査の受入れを希望する協力先

ア. 対象者

工業用水道事業者等(地方公共団体)であって、工業用水道事業へのコンセッション方式導入に向けた検討として、以下のa)若しくはb)又は両方の調査に協力いただける者。かつ、コンセッション方式導入の実現可能性が見込める者。

a) デューデリジェンス

b) 実施方針策定検討(アドバイザー業務)

イ. 実施内容

2. (1)「工業用水道事業におけるPPP/PFI促進事業」を実施する委託先と連携して、自らの工業用水道事業等を対象に、検討を行っていただきます。協力先としての選定や実施内容については、応募内容を踏まえ、経済産業省が委託先と協議をした上で、7.で委託先の提案内容として決定します。

ウ. 留意事項

協力先に選定された工業用水道事業者等(地方公共団体)は、委託事業の円滑な実施のため、経済産業省及び委託先に必要な情報を提供する等の協力を行っていただきます。

協力先における公表の取扱いについて、公表により当該工業用水道事業者等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等は、経済産業省及び委託先と協議をした上で、非公表とすることが可能です。実施内容についても、同様とします。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和3年3月31日(水)

4. 応募資格

2. (1)「工業用水道事業におけるPPP/PFI促進事業」を実施する委託先への応募資格として、次の①～⑥の条件を満たす企業・団体等とします。コンソーシアム形式による申請を行う場合は、幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑥ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

2. (2)コンセッション方式導入に向けた検討を希望する工業用水道事業者等への応募は、工業用水道事業を営む又は営もうとする地方公共団体(特別地方公共団体を含む)とします。

5. 契約の要件

- (1)契約形態:委託契約
- (2)採択件数:1件~2件程度
- (3)予算規模:合計で7,000万円を上限とします。なお、最終的な事業実施内容、契約金額については、委託先の選定後に、経済産業省との調整の上、決定することとします。
- (4)成果物の納入:事業報告書の紙媒体10部及び電子媒体1部を経済産業省に納入。
※電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。
- (5)委託金の支払時期:委託金の支払は、原則として、事業終了後の精算払となります。
※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い(概算払)も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。
- (6)支払額の確定方法:事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定します。
支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続

(1)募集期間

募集開始日:令和2年6月9日(火)

締切日:令和2年6月30日(火) 12時00分必着

(2)説明会の開催

以下日時に「Skype」を用いて行いますので、10. に対し連絡先(社名または地方公共団体名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を令和2年6月12日(金)17時までに登録してください。(以下日時の前にテスト連絡をさせていただく可能性があります。)

「Skype」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、同様に連絡先を

登録してください。メールの件名(題名)を必ず「令和2年度工業用水道事業におけるPPP/PFI促進事業説明会登録」としてください。

令和2年6月15日(月)14時00分(予定)

(3)応募書類

ア. 2. (1)「工業用水道事業におけるPPP/PFI促進事業」を実施する委託先(民間事業者)

i) 以下の書類を(4)により提出してください。提出はメールにより、件名(題名)を必ず「令和2年度工業用水道事業におけるPPP/PFI促進事業応募(2. 希望)」としてください。

- ① 申請書(様式1)
- ② 企画提案書(様式4)
- ③ 会社概要等が確認出来る資料(パンフレット等)
- ④ 競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一)の写し又は直近の財務諸表

※なお、必要に応じて説明資料を追加提出していただくことがあります。

ii) 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

iii) 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

iv) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

イ. 2. (2)コンセッション方式導入にむけた検討を希望する工業用水道事業者等

以下の書類を(4)により提出してください。提出はメールにより、件名(題名)を必ず「令和2年度工業用水道事業におけるPPP/PFI促進事業(1. 希望)」としてください。

- ① 申請書(様式1)
- ② 検討対象希望書(様式2)
- ③ 検討対象希望事業に関する事業概況書(様式3)

※なお、必要に応じて説明資料を追加提出していただくことがあります。

(4)応募書類の提出先

応募書類はメールにより10. 記載の E-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、募集期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①及び②を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱担当者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 協力先との連絡体制がとれる体制が構築されているか。
- ⑪ 提案内容の実現性が高いか

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。また、契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行うこととなります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。ただし、不要な経費があれば、下記から適宜削除して下さい。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力当に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る

	経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託費	発注者（国）との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ① 建物等施設に関する経費
- ② 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ③ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ その他事業に関係ない経費

10. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課

担当: 堀、土田、三山、仲田

E-mail: kogyo-yosui@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。
なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和2年度工業用水道事業におけるP
PP/PFI促進事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場
合があります。

以上